

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成27年3月6日(金) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階 大ホール

出席委員47名

1番 税所 史熙	2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治
4番 米村 昌昭	5番 牛島 國廣	6番 藤岡 照代
7番 宮本 隆幸	8番 林田 智博	9番 角居 登
10番 瀧口 幸司	11番 森 日出輝	12番 杉本 清和
13番 村上 義博	14番 網田 稔	15番 村中 英次
16番 南 順二	17番 角田 一誠	18番 嶋村 鎮雄
19番 春口 豊徳	20番 田中 求	21番 山口 謙藏
22番 松村造酒夫	23番 梅田 義弘	24番 清崎 勝矢
26番 渡辺 智明	27番 高群 藤雄	28番 園田 操
29番 村上 智弘	30番 澤田 公俊	31番 村上 正春
32番 橋本 春利	33番 馬原 清隆	34番 一木 文雄
35番 後藤 和則	36番 北口 和皇	37番 古川 盛康
38番 吉田 一幸	39番 桝永 築	40番 西川 秀文
41番 成松 道敏	43番 杉浦 照雄	44番 志柿 茂喜
45番 内田 康喜	46番 前田 道弘	47番 藤本 照義
48番 田上 義則	49番 清田 政敏	

欠席委員2名

25番 牛嶋 弘 50番 上田 芳裕

午後3時00分 開会

事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第13回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中47名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

只今より熊本市農業委員会総会第13回総会を開催いたします。どうかよろしくをお願いいたします。

また、今日の総会がスムーズにいけますよう、よろしくをお願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、会議に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には28番の園田操委員と31番の村上正春委員を、書記に事務局の桑原瑛佑主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請(会許可分)から、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで9件でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、議案の訂正があるようですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案の訂正についてご説明いたします。

別冊の118ページをお願いいたします。118ページ、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の2番でございます。2番の願出人、それから土地の表示がそれぞれ戸島6丁目となっておりますが、戸島6丁目の前に東区と追記をお願いいたします。

続きまして120ページ15番から17番にかけてです。土地の表示の欄の面積が記載漏れとなっております。これに追記をお願いいたします。

まず、15番の田の横に2,377㎡他7筆と追記をお願いいたします。続いて16番の田の横に2,103㎡他13筆と追記をお願いいたします。最後の17番です。田の横に1,332㎡他17筆と追記をお願いいたします。

私の方からは以上でございます。続けて基盤関係の修正についてご説明申し上げます。

事務局 続きまして第5号議案についてご説明いたします。

まず別冊の28ページになります。28ページの案件が29番です。29番の案件は取り下げでお願いいたします。従いまして、第5号議案の表が変わってまいります。

お手元の別冊15ページをお開きください。15ページをお開き頂まして第5号議案の2番目、利用権設定の新規設定の表をご覧ください。

1番左に貸手という欄がございます。数字が34となっているところを33に訂正をお願いいたします。その隣の借手26を25に訂正をお願いいたします。そして、その隣の10年以上の件数が15とな

っている所を14に訂正をお願いいたします。その下の合計36を35に訂正をお願いいたします。

そして10年以上の畑の面積ですが39,302.38となっております。こちらを35,661.38に訂正をお願いします。

その下の合計50,266.38を46,625.38に訂正をお願いします。その横の計の欄になります。10年以上が144,541.38を14,900.38に訂正をお願いします。その下の合計211,913.38を208,272.38に訂正をお願いいたします。

また、第6号議案はお手元にあります第6号議案の冊子に差し替えをお願いいたします。こちらの冊子にも訂正がございます。

こちら45ページから始まっておりますが、98ページをお開きください。98ページの案件83番は取り下げでお願いいたします。従いましてこちらでも表の数字が変わってまいります。

1番表の表になります。1番左の貸手、こちらの119を118に訂正をお願いします。そして、ひとつ飛ばしまして10年以上の件数119を118に訂正をお願いいたします。下の合計も119を118に訂正をお願いいたします。

そして10年以上の田の面積が835,933.10こちらを829,968.10に、下の合計も同じく829,968.10に訂正をお願いいたします。

畑を飛ばしまして合計になります。こちらの10年以上の合計986,038.10とありますのを980,073.10に、その下の合計も980,073.10に訂正をお願いいたします。以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請、33件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いいたします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の申請人は専業農家で、経営拡張のため農地を取得する申請です。許可後は大豆、麦を作付されます。

先日の地区委員会で協議をいたしましたところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

4番 米村昌昭委員

4番委員米村です。

2番から13番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

2番から5番までは関連で、独立就農をされるための賃借権の設定をされるものです。申請人はこれまでの農業高校や実家での研修、経験から農業経営を目指されて、就農を決意されたものです。

先日の地区委員会において、営農計画等について聞き取りを行い、農業への決意と計画の妥当性を確認しております。

許可後は、主に施設野菜のスティックセニョール、ソラマメ、オクラと米の栽培をされる予定で、青年就農給付金を活用しての独立就農をされる計画です。

6番と7番は関連で、経営拡張のため6番は売買、7番は子への贈与による所有権移転の申請をされるものです。

申請人は、農家で主に施設園芸のピーマンと米作りをされており、許可後は申請地に米を作られる予定です。

8番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。

申請人は、農家で主に米を作付けされており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

9番は、競売案件、耕作目的です。前回、審査済みです。

10番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。

申請人は、兼業農家で主に米を作付けされており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

11番は、経営拡張のための贈与による所有権移転の申請です。

申請人は、農家で主に果樹栽培をされており、許可後も申請地に果樹のデコポンを作られる予定です。

12番は、兄への贈与による経営拡張のための所有権移転の申請です。

申請人は、農家で主に米を作付けされており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

13番は、競売案件、耕作目的です。第8回総会で審議済みです。

以上、先日の地区委員会で検討した結果、これら12件は農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。

ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より2番から13番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

8番 林田智博委員

8番委員。

14番から21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、耕作の便宜上交換のため所有権移転をされるものです。これは、15番案件との関連になります。

譲受人は、農家で施設園芸のナスと米を作付けされており、許可後はナスを作られる予定です。

15番は、耕作の便宜上交換のため所有権移転をされるものです。これは、14番案件との関連で、この譲渡人と14番の譲受人は親子の関係になります。

申請人は、農家で米を作られており、許可後も申請地に米をつくられる予定です。

16番につきましては、経営拡張のため所有権移転の申請をされるものです。

申請人は、農家で施設園芸のナスと米をつくられており、許可後は申請地にはナスを作られる予定です。

17番と18番は関連で、新規就農のため、所有権移転と賃貸借権設定をされるものです。

18番は、親から子への贈与になります。

申請人はこれまでの実家での18年の農作業の経験を活かして、農業後継者として農地を守り、今後は規模を拡大しての農業経営を目指しておられます。

先日の地区委員会において、営農計画について聞取りを行い、農業への熱意と経営内容を確認しております。許可後は米を栽培される予定です。

19番は、経営拡張のため所有権移転の申請をされるものです。申請人は、農家で主に米を作られており、許可後も米を作られる予定で

す。

20番と21番は関連で、経営拡張のため所有権移転の申請をされるものです。申請人は、農家で主に米作りをされており、許可後は申請地に米を作られる予定です。

以上8件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、14番から21番につきまして地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、22番。

2番 福原幸一委員

2番委員です。

22番から23番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

22番は、従兄弟へ贈与のための申請です。譲受人は、施設園芸のメロンと米を作付けされており、許可後は米を作られる予定です。

23番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米を作付けされており、許可後は米を作られる予定です。

先日の地区委員会において検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、22番から23番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24番。

20番 田中求委員

20番委員。

24番から26番につきまして、地区委員会で協議状況を報告い

たします。

24番は、子へ贈与のための申請です。譲受人は米麦を作付けされており、許可後は米麦を作られる予定です。

25番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米と露地野菜を作付けされており、許可後は米を作られる予定です。

26番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、米と露地野菜を作付けされており、許可後は露地野菜を作られる予定です。

先日の地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より24番から26番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、27番。

31番 村上正春委員

31番委員。

27番から29番について、地区委員会での検討状況を報告いたします。

27番は、譲受人が経営拡張をするために農地を取得される申請です。許可後はスイカを作付けされます。

28番は、譲受人が、経営拡張のため農地を賃貸借される申請です。許可後は、露地野菜を植えつけられます。

議 長 　　ただいま、地元委員より27番から28番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。29番ですが譲渡人が議席番号38番の吉田委員本人となっておりますので、農業委員会に関する法律第24条第1項の規定により議事に参与することができません。吉田委員には29番の審議終了まで議場から退席していただきます。吉田委員よろしくお願いたします。

(吉田委員退出)

議長 それでは地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

31番 村上正春委員

29番は貸付人が農業者年金受給のため後継者に経営移譲のための使用貸借権の設定をされる申請です。

申請地は市街化区域内の農地で、その他の調整区域内の農地については、当月議案の利用権の設定をなされております。許可後は、水稻を作付けされます。

以上、3件について検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、29番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

それでは吉田委員は入室をお願いいたします。

(吉田委員入室)

議長 それでは次に地元委員から30番の報告をお願いいたします。

23番 梅田義弘委員

23番委員。

30番から33番について、地区委員会での協議状況を報告します。

30番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。

申請人は水稻の栽培の専業農家で、許可後は水稻を作付けされる予定です。

31番は子どもへの贈与申請です。

申請人はみかん栽培の専業農家で許可後はみかん栽培を引き続き行われる予定です。

32番は年金受給のため子どもへ使用貸借を設定される申請です。

申請人はみかん栽培の専業農家で、許可後もみかん栽培を引き続き行われる予定です。

33番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。

申請人は、水稻、露地野菜を栽培される専業農家で、許可後は水稻

を作付けされる予定です。

以上4件地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、30番から33番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして第2号議案、事業計画変更承認申請4件でございます。地元委員の報告につきましては許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは1番、よろしくお願いたします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告します。

1番の申請人は、不動産の売買等を営む法人、株式会社明和不動産で、平成26年11月26日に許可済みの、地区計画を伴う宅地分譲への転用の際に、文筆登記に誤りがありまして、転用区域を追加するための申請です。同時に農地法第5条の申請も提出されております。

先日の地区委員会で、現地調査を行い、検討しましたところ、計画の変更はやむを得ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可するものと決定いたします。続きまして2番。

14番 網田稔委員

14番委員。

2番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

これは、同時5条申請がなされておりますが、当初申請者が個人住宅の計画をされて平成26年6月12日に転用許可を受けられました

が、水路から離して住宅を計画する際に、当初より0.76m北側にずれて開発許可が申請されましたが、転用許可申請については変更がなされていなかったものです。すでに開発許可のとおり建築済みで、資金計画、給排水計画、被害防除などは問題ありません。事業計画変更申請が遅れたことを深く反省されており、始末書の提出を受けております。

以上1件、先日の地区委員会で現地を確認し、慎重に検討した結果、今回の事業計画変更は妥当であると判断いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請通り承認するものと決定いたします。続きまして3番。

3 1 番村上正春委員

3 1 番委員。

3 番について、地区委員会で協議状況を報告します。

3 番は、当初、申請人が駐車場の計画をされ、平成26年11月21日に転用許可を得られておりましたが、隣接する農地についてもその地形から隣接地との間の、のり面保護のために事業区域とする必要性が生じたため転用区域拡大の計画変更の申請をされるものです。

変更後は、許可済みの農地と隣接する農地29㎡を合わせて事業面積271㎡の駐車場としての計画となっております。

また、許可済み農地については工事に着手されており、変更分の農地につきましては第4号議案の23番で同時に5条申請を提出されております。

以上、先日の地区委員会で、現地を確認し、検討した結果、当該農地は既存施設の拡張でもあるため、今回の事業計画変更は、妥当なものであるとの協議結果となりました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請通り承認することに決定いたします。
続きますして4番。

27番 高群藤雄委員

27番委員。

4番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請人は平成26年12月10日付けで鉄工所への転用許可を受けられましたが、開発に伴う施設整備費用が、計画以上に必要となったため、事業計画の見直しを行い、施設の規模を縮小することとされました。

当初、転用面積は1,211㎡でありましたが、土地を分筆し997㎡へ変更を行われる申請です。資金計画、給排水計画等、問題はありません。開発許可の変更は同時に協議を行われています。

以上1件、先の地区委員会で慎重に検討した結果、今回の事業計画変更は妥当であると判断しました。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。

続きますして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、5件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いいたします。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

1番から3番まで説明いたします。

1番は、貸し資材置き場設置のための転用申請です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の区域内的の農地で、第1種農地と判断され、原則不許可ですが、集落に接続し、設置されるものとして不許可の例外に該当するものと判断しました。これは、借り手の業者が事業拡大に伴う建設資材置場の確保を図り、現在の自己所有資材置き場より近く利便性が良いため、申請人に相談してこの土地が選定されたものです。申請の転用面積は、田1筆、340㎡で貸し資材

置場として建築資材、砂利、砂、トラックコンテナ等を設置されるものです。資金計画及び排水計画、被害防除等において問題はありません。工事期間は、平成27年3月21日から平成27年3月31日までの約10日間を予定されています。

2番は、貸し駐車場設置のための転用申請です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の区域内の農地で、第1種農地と判断され、原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものと判断しました。申請地は現在、耕作されておらず小作もすべて断られた農地で困っていたところ、運送会社からトラック等の駐車場としての使用の相談があり、荒地の有効活用になればと思い、今回の申請をされたものです。申請の転用計画は、田2筆、2,956㎡で貸し駐車場としてトラック8台、重機8機、営業車5台等を設置されるものです。資金計画及び排水計画、被害防除において問題はありません。工事期間は、平成27年4月1日から平成27年6月30日までの約3ヶ月間を予定されています。

3番は、申請人が個人住宅を建設するための転用申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域内でもありません。申請人は現在、借家住まいで子どもの成長に伴い、年々手狭になってきたため持ち家を計画され、この申請地が自分の実家の近くでもあることから選定されたものです。転用計画は、田2筆、373㎡に木造平屋建て1棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除等においても問題はありません。開発許可については、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成27年4月15日から平成28年1月31日までの約9ヶ月間を予定されています。

以上3件、先日の地区委員会で現地を確認、検討した結果、これらの案件は立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。続きまして4番。

27番 高群藤雄委員

27番委員。

4番5番について、地区委員会での協議状況を報告します。

4番は、太陽光発電設備を設置される申請です。管理できない農地の有効利用を検討され太陽光発電設備を計画されました。農地区分は10ヘクタール未満の小集団の農地で2種農地と判断されます。隣接地に農地がありますが、同意されています。転用面積については、太陽光発電設備の設置、保守管理に必要な面積と判断されます。融資証明等必要書類は添付されています。工事期間は、許可日から4月末までの予定です。

5番も、同じく太陽光発電設備を設置される申請です。農地区分は、10ヘクタール未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断されます。隣接地に農地がありますが、同意されています。転用面積については、太陽光発電設備の設置、保守管理に必要な面積と判断されます。融資証明等必要書類は添付されています。工事期間は、許可日から8月末までの予定です。

以上2件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。許可後はすみやかに施工されることを確認しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、4番5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、25件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産の売買等を営む法人、株式会社明和不動産が、農地を取得して、宅地分譲へ転用する申請です。先ほどご報告いたしました、事業計画変更承認申請との、同時申請でございます。農地区分は、10ヘクタール未満の広がりのない第2種農地と判断されます。土地利用計画は、既に許可済みの地区計画に伴う、宅地分譲への転用区域

を追加し、宅地分譲60区画の一部として利用される計画です。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年12月30日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可につきましては、転用許可後に市開発景観課へ、変更届を提出されることを確認しております。

先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討いたしましたところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、2番。

32番 橋本春利委員

32番委員橋本です。

2番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は、県外にお住まいですが地元に戻り定住するためにマイホームを考え、現地を確認したところ、とても気に入られ建築を計画されました。土地利用計画は、転用面積254㎡に個人住宅1棟2階建て183㎡の建築です。申請地は、集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は10ヘクタール以上の広がりや営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可日から5ヶ月間を予定されています。開発許可も必要となりますが申請中とのこと。

3番は、建売住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は法人で、申請地付近は県道28号から道1本入った閑静な場所にあり、近隣には小学校、保育園等があり住環境が整っているため住宅の建築を計画されました。土地利用計画は、事業面積992㎡、転用面積593㎡で建売住宅3棟の建築と新設道路を整備されます。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがあることから第1種農地と判断されま

す。第1種農地は、原則不許可ですが不許可の例外規定の集落に接続して建築される建売住宅に該当するものと判断いたしました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成27年4月1日～平成27年7月1日までを予定されております。また、開発許可が必要となりますが、同時に申請中とのことです。

4番は、駐車場建設のための所有権移転の申請です。申請人は鉄筋工業を営む法人で、現在の敷地が狭く、社員用及び作業車の駐車場が確保できず困っており、業務に支障をきたしているため事務所に隣接している、この土地を申請されました。土地利用計画は、転用面積366㎡で砂利敷き駐車場13台分として利用する計画で転用面積としては、適正な面積と判断されます。農地区分は、10ヘクタール未満の小集団の農地で、生産性の低い第2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成27年4月10日から平成27年10月31日までを予定されております。また、申請地は無断転用されており、今後はこのようなことが無いようにする旨の始末書が提出されており、今回の申請はやむを得ないものと判断いたしました。

5番は、建売住宅10棟建築のための所有権移転の申請です。申請人は法人で、申請地付近は近年住宅地として注目を集めている区域であり、接道も整備され近隣は閑静な住宅街で、生活をする上で必要な施設が身近エリアに整っているために、建売住宅の建築を計画されました。土地利用計画は、事業面積2428.62㎡で転用面積1788㎡に建売住宅10棟の建築と新設道路を整備されます。申請地は、集落内開発制度指定区域に位置し、沿道には公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には複数の医療施設があり、また、10ヘクタール未満の小集団の農地で第2種農地と第3種農地が混在している農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年4月1日から平成27年6月15日までを予定されております。また、申請地は一部無断転用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されており、今回の申請はやむを得ないものと判断いたしました。また、開発許可については、同時に申請中とのことです。

6番は、建売住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は法人で、申請地付近は開発が進んでおり、ライフラインが整備されているため建売住宅の建築を計画されました。土地利用計画は、転用面積347㎡に建売住宅1棟2階建て137.63㎡の建築です。申請地は、集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は10ヘクタール以上の広がりや営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して建築される500㎡以下の建売住宅に該当するものと判断いたしました。資金

計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成27年3月31日から平成27年6月30日までを予定されております。また、申請地は、無断転用されており今後このようなことが無いようにする旨の始末書が提出されております。開発許可も必要となりますが申請中とのこと。

以上5件、先の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、2番から6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして7番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

7番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、資材置場設置のため所有権移転をされる転用申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請人は、主に電気及び管工事等を行っており、工事の際に出る廃材等の仮置場を捜されていたところ探されていたところ、会社に隣接する農地の所有者から譲り受ける話がまとまって、計画されたものです。転用計画は、田の2筆、505㎡に資材置場の設置をされるものです。資金計画及び排水計画、被害防除等においても問題はありません。工事期間は、平成27年3月25日から平成27年5月31日までの約2ヶ月間を予定されています。

8番から10番までは関連で、申請人が建売住宅建設のため、所有権移転をされるものです。

農地区分は、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請地は集落内にあり、主要地方道に近く交通の便も良い住環境にあるためこの土地を選定されたものです。転用計画は、畑3筆、2,124㎡に木造2階建て、建築面積46.37㎡の建売住宅8棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除等においても問題はありません。開発許可については、開発景観課へ事前審査

の申請中です。工事期間は、平成27年4月1日から平成27年9月30日までの約6ヶ月を予定されています。

11番は、農家住宅建設のため使用貸借権設定による転用申請です。農地区分は甲種農地であり、土地改良事業計画において、住宅用地として非農用地設定をされた土地で、例外許可の規定にあてはまると判断されます。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請人は現在、親と同居で子どもの成長に伴い、年々手狭になってきたため持ち家を計画され、この申請地が親所有の非農用地であることから選定されたものです。転用計画は、田1筆、520㎡に木造2階建て、建築面積84.90㎡の農家住宅1棟を建築されるものです。資金計画、及び給排水計画、被害防除等においても問題はありません。工事期間は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までの約9ヶ月を予定されています。

12番は、漁業者住宅建設のための使用貸借権設定による転用申請です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の区域内の農地で、第1種農地と判断され、原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当すると判断しました。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請人は現在、アパート住まいで子どもの将来と、仕事場への距離を考えて持ち家の建設を計画され、実家に近く生活の安定の場を確保するためにこの土地を選定されたものです。転用計画は、田の1筆、291㎡に木造2階建て、建築面積87.28㎡の漁業者住宅1棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除等においても問題はありません。工事期間は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までの約9ヶ月間を予定されています。

以上6件、先日の地区委員会で現地を確認、検討した結果、これらの案件は立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、7番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして13番。

2番 福原幸一委員

2番委員です。

13番と14番につきまして、報告いたします。

13番は、譲受人である社会福祉法人が経営する社会福祉施設が手狭になり、隣接した農地を敷地拡張して取得する申請です。農地区分は、10ヘクタール未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、倉庫及び駐車場の一部で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただ、社会福祉事業の開始時に、申請地を無断で埋め立て一体利用しておりましたことを深く反省され、始末書の提出を受けております。工事期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの12ヶ月の予定で許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

14番は、譲受人である社会福祉法人が経営する社会福祉施設の駐車場が手狭になり、所有権移転により駐車場にする申請です。農地区分は、10ヘクタール未満の生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、トラック2台、従業員駐車場25台で、妥当な面積と思われます。隣接農地は無く、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。工事計画は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの12ヶ月の予定で許可後速やかに施工されるものと考えます。

以上、先日の地区委員会で、現地調査確認を行い立地基準の面、ならびに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、地元委員より13番から14番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
 続きますので、15番。

14番 網田稔委員

14番委員。

15番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、同時に事業計画変更承認申請がなされている案件です。親子間の使用貸借権設定による個人住宅のための転用許可申請です。

平成26年6月12日に個人住宅で転用許可を得ています。水路から離して住宅を計画する際に、当初計画より0.76メートル北側にずれて開発許可申請されましたが、転用許可申請については変更がなされていなかったものです。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。既に開発許可のとおり建築済みです。間で分筆もされており、分筆後の姿で申請をあげております。資金計画、給排水計画、被害防除などの問題はありません。今回の不手際を深く反省されており、始末書の提出を受けております。

16番は、資材置場及び駐車場のための使用貸借権設定による転用許可申請です。貸人が代表を務める会社は、土木業を営んでおり、駐車場等が不足していたためこの申請地を選定したものです。農地区分は、10ヘクタール未満の生産性の低い農地で2種農地と判断されません。土地利用計画は、山砂置場、物置、ダンプトラック15台と従業員駐車場6台分及び通路です。ただ、事前に転用許可を得ずに一部を無断で造成してしまったことを深く反省して始末書の提出を受けております。自社施工により、資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等问题ありません。工事計画は平成27年4月1日より9月30日までの6ヶ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

議長 　　ただいま、地元委員より15番から16番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

17番は譲渡人が議席番号21番の山口委員本人となっております。よって農業委員会に関する法律第24条第1項の規定により議事に参与することができません。山口委員には17番の審議終了まで議場から退席していただきます。よろしくお願いいたします。

（山口委員退出）

議長 　　それでは17番の報告をお願いいたします。

14番 網田稔委員

17番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。譲受人はアパート生活が手狭になり、交通の便がよく環境面でも優れた申請地を選定されたものです。農地区分は、特定土地改良事業の施工区域

内の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、2階建て個人住宅1棟で妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、開発景観課へ事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成27年4月1日から平成28年3月20日までの約12ヶ月の予定で許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。以上、先日の地区委員会で、現地調査確認を行い立地基準の面、ならびに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、17番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　それでは山口委員、入室をお願いいたします。

（山口委員入室）

議 長 　　それでは18番について、地元委員より提出をお願いいたします。

45番 内田康喜委員

45番委員。

18番から22番について地区委員会で協議状況を報告いたします。

18番から22番は関連です。北区山室6丁目の医療法人社団寿量会が農地を賃借し、駐車場とされる転用許可申請です。申請地は市街化区域に囲まれた10ヘクタール未満の農地であるため第2種農地と判断されます。寿量会は、現在、申請地に隣接して病院等を運営されておりますが、国道沿いの市街化区域内の既存駐車場に新たな病院施設の建設をされており、駐車場131区画分が使用できなくなっており、不足する駐車場の早急な確保のために、今回100区画分の駐車場の計画、申請をなされたものです。申請地は、既存の駐車場に隣接しており、計画をまかなう面積を満たす土地が申請地以外に確保できなかったために選定されたものです。転用面積については、駐車場100区画を確保するために必要な面積で、工事期間も許可後、直ちに着工され5月中に完了される計画で妥当ではないかと判断されます。

また、計画をまかなう額の金融機関発行の残高証明書が添付されております。隣接する農地の所有者との協議も済み、同意も得られております。駐車場は舗装され、雨水の処理は既存の駐車場で調整後、排水路に接続放流され地元農区長の同意も得られております。汚水、生活雑排水は発生いたしません。

以上、5件、先の地区委員会において現地調査、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、18番から22番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、23番。

31番 村上正春委員

31番委員。

23番、24番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

23番は、第2号議案3番の事業計画変更承認申請です。既に報告しましたとおり申請人が申請農地を取得し、許可済みの農地とあわせて駐車場とされる転用許可申請です。申請地は、現地調査で確認したところ小集団の農地であるため第2種農地と判断されます。申請人は、申請地の隣接地を既に駐車場への転用許可を得られておりますが、土地が傾斜地なため、隣接地との間にのり面保護のために申請地が必要となり、取得のめどがついたため今回、申請されたものです。許可済みの土地とあわせて駐車場2区画に妥当な面積です。計画をまかなう額の金融機関発行の残高証明書が添付されております。隣接する農地は無く、雨水は敷地内で地下浸透処理されます。

24番は、譲受人が申請地を取得し、駐車場、資材置場とされる転用許可申請です。申請地は、現地調査で確認したところ小集団の農地であるため第2種農地と判断されます。譲受人は、農産物の運送業務を行われており、これまで自宅近くの借地を業務用トラックの駐車場とされておりましたが、自宅に隣接する申請地の取得のめどがついたため今回、申請されたものです。所有するトラック4台の駐車場と資材置場として妥当な面積です。また、計画をまかなう額の金融機関発行の融資証明書が添付されております。隣接する農地は譲渡人の農地

のみで、雨水は敷地内地下浸透処理されます。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より23番から24番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、25番。

27番 高群藤雄委員

27番委員。

25番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

これは、太陽光発電を行っている法人が、規模拡張のため隣接農地を賃貸借し、太陽光発電設備を増設するための申請です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、既存施設の拡充のためであり、既存施設の2分の1までの転用申請であることから、例外規定に該当するものと判断しました。資金証明等、必要書類は添付されております。転用面積は、適正なものと判断されます。工事期間は、許可後から5月31日までです。

以上1件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。許可後は速やかに施工されることを確認しております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、25番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきまして、事務局より内容の説明をお願ひいたします。

事務局

第5号議案及び第6号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。

まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画、12号についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細17ページの1番から20ページの13番までの合計13件でございまして、1番及び3番が公社への売り渡し、2番及び4番が公社からの買い取り、5番から13番が相対による売買です。面積は13件合わせまして、田のみの33,168㎡で売買価格は、備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細20ページの14番から、29番を除きまして39ページの49番までで、貸し手33名、借り手25名の件数35件です。契約期間別では、6年未満が19件、6年以上10年未満2件、10年以上が14件で、面積は35件合わせまして、田161,647㎡、畑46,625.38㎡の、合計208,272,38㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、露地野菜、水稲、果樹、施設野菜及び飼料作物です。

次に、再設定分です。明細40ページの50番から、44ページの64番までで、貸手15名、借手14名の件数15件です。契約期間別では6年未満9件、10年以上6件で面積は15件合わせまして、田45,277㎡、畑10,228㎡の合計55,505㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稲、飼料作物、果樹及び施設野菜です。

次に、農地利用集積円滑化事業です。明細44ページの65番から66番が熊本市農業協同組合による農地の借り上げと転貸です。契約期間はすべて6年未満で面積は、田のみの1,874㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容は水稲です。

続きまして、第6号議案です。お手元の別冊議案をご覧ください。こちらは、農地中間管理機構との新規設定になります。

明細1番から121番のうち、74ページの44番と87ページの68番、98ページの83番を除きました件数118件で、契約期間は全て10年以上です。面積は118件合わせまして、田829,968.10㎡、畑150,105㎡の合計980,073.10㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稲及び畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件に

つきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、土地改良法第3条による資格証明願、3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

1番について、地区委員会での協議状況を報告します。

1番は南区会富町地内での県営会富地区土地改良事業、区画整理に伴う、参加資格の証明願です。

先日の地区委員会におきまして、受益地及び参加申出者の同意名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認されております。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、2番。

13番 村上義博委員

13番委員です。

2番と3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、南区海路口町地区内での県営第一海路口土地改良事業、農業用排水施設に伴う、参加資格の証明願です。

先日の地区委員会におきまして、受益地及び参加申出者の同意名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認されております。

3番は、南区海路口町、内田町、奥古閑町、川口町、銭塘町、美登

里町地区内での県営松の木地区土地改良事業、農業用再水施設に伴う、参加資格の証明願です。

先日の地区委員会におきまして、受益地及び参加申出者の同意名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認されております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、2番、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、第8号議案、納税猶予に関する適格者証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては願出人の耕作状況等、地区委員会での調査状況を踏まえ、協議状況の報告をお願いします。それでは1番お願ひいたします。

19番 春口豊徳委員

19番委員。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の願出は、相続税の納税猶予に関する適格者の証明願です。願出人は兼業農家であり、平成26年6月28日に相続を開始し、東区下南部2丁目の田4筆の全農地について、願出人自らが、耕作管理を行っていることを、地元農業委員が確認しており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することにいたします。続きまして、2番。

36番 北口和皇委員

36番委員。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番の願出は、相続税の納税猶予に関する適格者の証明願です。願出人は専業農家で、平成26年4月11日に相続を開始し、東区秋津町沼山津の田、全4筆の全農地について、願出人自らが、耕作管理を行っていることを、地元農業委員が確認しており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方よろしく願いたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。それでは、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、17件でございます。地元委員の報告にあたりましては、対象農地の耕作状況等、地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは1番、願いたします。

19番 春口豊徳委員

19番委員。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の願出は相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家であり、東区長嶺東2丁目の田3筆の全農地について、願出人自らが、引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

続きまして2番です。2番の願出は贈与税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家であり、東区戸島6丁目の畑9筆の全農地について、願出人自らが、引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、1番と2番につきましては、どちらも証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方よろしく願いたします。

議 長 　　ただいま1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
続きますして3番。

3 2 番 橋本春利委員

3 2 番委員、橋本です。

3 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3 番は贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人は、対象農地6筆について、みかんを栽培されており、農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないものと協議しましたご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することといたします。
続きますして4番。

1 2 番 杉本清和委員

1 2 番委員、杉本です。

4 番につきまして、先の地区委員会での協議状況を報告いたします。

4 番は贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人は、みかん、梨等を栽培されている専業農家で、地元農業委員が現地調査を行い確認したところ、対象農地35筆について、全筆農地として適正に管理、耕作が行われており、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないと協議されました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
続きますして5番。

4 番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

5番と6番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番、租税特別措置法第70条の4項第1項の贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願出です。土地の表示、証明の期間等は議案に記載されているとおりです。願出人は、これらの農地については米と露地野菜を作付けされており、引き続き耕作されていることを地元農業委員が確認しております。

6番も、租税特別措置法第70条の4項第1項の贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願出です。土地の表示、証明の期間等は議案に記載されているとおりです。願出人は、これらの農地については施設園芸のナスと米作りをされており、引き続き耕作されていることを地元農業委員が確認しております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま5番、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして7番ですが、願出人が議席番号33番の馬原委員ご本人となっております。よって農業委員会に関する法律第24条第1項の規定により議事に参与することができません。馬原委員には7番の審議終了まで議場から退席していただきます。よろしく申し上げます。

（吉田委員退出）

議長 　　それでは7番について地元委員より報告をお願いいたします。

9番 角居登委員

9番委員。

7番と8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は租税特別法第70条の4第1項の贈与税の納税猶予継続のために必要とする経営継続の証明願出です。願出人は、この農地については、主に米作りをされており、引き続き願出人自ら耕作を行っておられることを地元農業委員が確認しております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
それでは馬原委員、入室をお願いいたします。
(馬原委員入室)

議 長 それでは8番の報告をお願いいたします。

9番 角居登委員

8番も、税特別法第70条の4第1項の贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明願出です。願出人は、この農地については、主に米作りをされており、引き続き願出人自ら耕作を行っておられることを地元農業委員が確認しております。ご審議方よろしくをお願いいたします。以上、先日の地区委員会で検討した結果、何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
続きまして9番。

2番 福原幸一委員

2番委員です。

9番につきまして、報告いたします。

これは、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税の納税猶予のための経営継続の証明願出です。土地の表示、証明の期間等は議案に記載されているとおりです。願出人は、米を作付けされており、引き続き耕作されていることを担当農業委員が確認しております。先日の地区委員会において検討した結果、この証明については、何ら問題の無いものと協議しました。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ただいま9番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
続きまして10番。

14番 網田稔委員

14番委員。

10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、贈与税の納税猶予のための経営継続の証明願出です。土地の表示、証明の期間は議案に記載されているとおりです。願出人は米麦大豆と一部で果樹を作付けされており、引き続き耕作されていることを担当農業委員が確認しております。先日の地区委員会において検討した結果、この証明については、何ら問題の無いものと協議しました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ただいま10番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
続きまして11番。

45番 内田康喜委員

45番委員。

11番から13番について地区委員会での協議内容についてご報告いたします。

11番は、北区楠にお住まいの願出人より、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願出です。地区委員が願出の農地について現地の確認をいたしました。いずれも農地として適正な耕作、管理が行われておりました。

12番は、北区北迫町にお住まいの願出人より、贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願出です。地区委員が願出の農地について現地の確認をいたしました。いずれも農地として適正な耕作、管理が行われておりました。

13番は、北区下硯川町にお住まいの願出人より、贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願出です。地区委員が願出の農地について現地の確認をいたしました。いずれも農地として適正な耕作、管理が行われておりました。

以上3件、地区委員会において検討、協議した結果、証明については、なんら問題はないものとの協議結果でした。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より 1 1 番から 1 3 番について地元委員より報告
がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
続きまして 1 4 番。

2 7 番 内田康喜委員

2 7 番委員。

1 4 番から 1 7 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告し
ます。

1 4 番から 1 6 番につきましては全ての農地が、願出人により耕作
されており、継続して農業経営が行われていることを地元農業委員が
確認しています。

1 7 番は、対象農地の内 1 筆については分筆され、5 条で売買され
ていたため、その筆を除き、残りの農地については願出人により耕作
されており、継続して農業経営が行われていることが確認されました。

以上 4 件、地元農業委員がそれぞれ現地調査を行い、地区委員会に
おいて以上の協議結果となりました。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま地元委員より 1 4 番から 1 7 番について地元委員より報告
がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたしま
す。

次に、次第 5 の報告事項に入ります。本日の報告事項が 3 件でござ
います。まず 1 番が職員の任免について、2 番が熊本市農業委員会調
査員設置要綱の一部改正について事務局から報告があります。下川事
務局長、よろしく願いいたします。

事務局 　　職員の任免についてご報告申し上げます。

南区分室の市本徹という職員ですが、3 月 1 日付けで復職という辞
令を出しております。以上が職員の任免についてです。

次に、熊本市農業委員会調査員設置要綱の一部改正についてです。
お手元の資料に記載されておりますとおり、現在は、この場合におい

て、任用期間は連続して3年を超えることはできない、との要綱になっておりますが、それについて農業委員の皆様から様々なご意見をいただきました、またこれからの情勢を踏まえると調査員として優秀な人材の確保が必要になることから、この場合において、任用期間は連続して3年を超えることはできない、の部分削除したいと思います。2番については以上です。

もう一件あります。

事務局

それでは、今ごらんいただいております資料の裏面をごらんいただきたいと思っております。農地法第18条に係る事務及び権限の移譲について（案）でございます。

農地法に関する権限移譲は、平成24年に3条など一部実施されておりますが、平成27年4月1日より、18条の事務等の一部が熊本県から熊本市へ移譲されますので、熊本市はこの事務及び権限を当農業委員会へ委任することとなっております。

資料の1番です。18条に係る事務・権限ですが、農地法の賃貸借の解約等の許可に係る事務及び権限となります。

資料の2番です。熊本県から熊本市へ権限移譲される理由ですが、平成26年5月に、第4次一括法と称される法律の成立に伴いまして農地法が改正されます。この改正に基づき、都道府県から指定都市へ権限等が移譲されることとなります。この改正後の農地法が27年4月1日から施行となるため、本市へも移譲されることとなります。

続いて、資料の3番に、具体的にはどのような権限なのかを記載しております。農地法の賃貸借の解約等が両者の合意に至らない場合に限って申請があります。これは①にありますように県知事の許可となっておりますが、4月からは②のとおり農業委員会の許可を得るところとなります。この申請は件数的には非常に少ないというふうに予想されますが、申請があった場合には、農業委員会の判断が賃貸借契約の両者に影響を与えることとなりますので、この判断の決定については、今後新たに協議する会議を設けるなどを検討しているところでございます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま、下川事務局長より職員任免、また、調査員要綱の一部改正案について、また、小林主管から農地法第18条に係る事務及び権限移譲についての説明がありました。これにつきまして何かご質問等ございませんか。

一同

なし。

議長 何もなければ、次に進みたいと思います。
その他については、本日特にございません。
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その条項、
字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定
によりその整理を、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを
議長に委任することに決定いたします。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時37分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成27年3月6日

会 長 森 日出輝

署名委員 園 田 操

署名委員 村 上 正 春

書 記 桑 原 瑛 佑